

LPガス高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の長期化及び原材料価格の高騰に加え、エネルギー価格が高騰する状況の下、LPガス価格高騰の影響が大きい県内中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 この補助金の交付額は、別記に定める補助額の範囲内で、知事が定める額とする。

(交付申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書兼実績報告書を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書兼実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者要件の確認及び補助額算定書 別記第2号様式
- (2) 誓約書 別記第3号様式

(交付決定及び額の確定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の支払)

第6条 知事は、第4条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補

助事業者に補助金を支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第7条 補助事業者は、第3条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のLPガス高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付の申請に係るものから適用し、同日前の当該申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のLPガス高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付の申請に係るものから適用し、同日前の当該申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日より前に交付申請を行った補助事業者は、別記に定める支援額又は補助上限額から従前の要綱において交付決定を受けた額を控除した額を上限として第5条に定める申請を行うことができるものとする。ただし、その場合において、既に提出した書類により必要事項が確認できる書類については、添付を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のLPガス高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付の申請に係るものから適用し、同日前の当該申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日より前に交付申請を行った補助事業者は、別記に定める支援額又は補助上限額から従前の要綱において交付決定を受けた額を控除した額を上限として第3条に定める申請を行うことができるものとする。ただし、その場合において、既に提出した書類により必要事項が確認できる書類については、添付を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日より前に交付申請を行った補助事業者は、別記に定める支援額又は補助上限額から従前の要綱において交付決定を受けた額を控除した額を上限として第3条に定める申請を行うことができるものとする。ただし、その場合において、既に提出した書類により必要事項が確認できる書類については、添付を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日より前に交付申請を行った補助事業者は、別記に定める支援額又は補助上限額から従前の要綱において交付決定を受けた額を控除した額を上限として第3条に定める申請を行うことができるものとする。ただし、その場合において、既に提出した書類により必要事項が確認できる書類については、添付を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日より前に交付申請を行った補助事業者は、別記に定める支援額又は補助上限額から従前の要綱において交付決定を受けた額を控除した額を上限として第3条に定める申請を行うことができるものとする。ただし、その場合において、既に提出した書類により必要事項が確認できる書類については、添付を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置の廃止)

2 令和7年改正附則第2項の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別記 交付基準

<p>補助対象事業者</p>	<p>L P ガスを利用する県内中小企業等であり、次に掲げる要件を全て満たす者であること。</p> <p>(1) 新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの（ただし、法人格のない任意団体を除く。）であること。</p> <p>(2) 「みなし大企業」に該当しないこと。</p> <p>(3) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条第 5 項及び同条第 13 項第 2 号により定める事業等）に該当しないこと。</p> <p>(4) 本補助金受領後も事業を継続する意思がある者（別途県が定める様式等の提出により確認）</p> <p>ただし、上記に該当する場合でも、以下に列挙する事由のいずれか一つでも該当する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みなし大企業」 ・ 国、県、市町村その他これらに準ずるもの ・ 新潟県が出資している法人 ・ 反社会的勢力に属するまたは関連する者（要綱第 2 条第 1 項各号に該当する場合）
<p>補助額</p>	<p>令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月までに利用した L P ガス使用量（当該期間の値を明確に示せない（検針日が月初や月末でない）場合は、当該期間を最も多く含む使用量）に以下の単価を乗じた金額、ただし合計金額に 1 円未満の端数が生じる場合は切り捨てとする。また、補助金の額に上限は設けないが、予算額を超える申請があった場合は単価を調整し補助金の額を減額調整する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 8 年 1 月及び 2 月の使用分：10.2円／m³（4.7円／kg）（上限） ・ 令和 8 年 3 月の使用分：3.4円／m³（1.6円／kg）（上限）